

議員提出第 9 号

令和 6 年 9 月 27 日

安曇野市議会傍聴規則の一部を改正する規則

地方自治法第 109 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

提出者

安曇野市議会議会運営委員会

委員長 中村 今朝子

(提案理由)

傍聴席への入場規制を緩和することで多くの方の傍聴を可能とするとともに、現況に合わせた改正を行うため、本案を提出するものである。

(別紙)

安曇野市議会傍聴規則の一部を改正する規則

安曇野市議会傍聴規則（平成17年安曇野市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「35人（車椅子席3席を含む。）」を「45人」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する傍聴人の定員を減ずることができる。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

第7条第1項第2号中「、垂れ幕、かさの類を携帯して」を「の類を持って」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「の楽器の類を携帯して」を「楽器の類を持って」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を削り、第7号を第4号とし、同項第8号中「異様な」を「議場の秩序を乱す」に改め、同号を同項第5号とし、同項第9号を同項第6号とし、同条第2項中「第5号」を「第3号」に改め、同条第4項を削る。

第8条第4号ただし書中「より議長の許可を得た」を「よる」に改め、同条第5号中「又は喫煙」を削り、同条第7号中「電源を切る」を「着信等の音を発しない措置をし、使用しない」に改め、同号ただし書中「ただし、」の次に「報道関係者又は」を加える。

第10条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。